**地域鉄道の維持・活性化についての提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和５年６月**

地域鉄道の維持・活性化について

地域鉄道は、地域住民の通学・通勤などの移動手段として重要な役割を担うとともに、産業や観光など地域の経済活動の基盤であり、少子高齢化や地球環境問題への対応等の観点から、その活性化が求められている。

しかし、人口減少や自家用車の普及などに伴い、地域鉄道の利用者は長期的に減少傾向であるのに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していること、また、今般の物価高・原油高の影響もあり鉄道事業者はこれまで以上に厳しい経営状況となっている。

こうした状況の中、国においては、「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」からの提言を受け、地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に応じて、地域の合意形成のために、国が主体的に関与して地域鉄道の再構築を議論する仕組みや、地域鉄道を社会インフラと位置づけ社会資本整備総合交付金を活用できる事業の創設など、法改正及び予算措置がなされたところである。

このような動きを受け、沿線地域の中には、持続可能な公共交通機関を目指して、地元自治体や鉄道事業者等が連携して、利便性の向上や利用の促進に向けた取組を行うため、いち早く協議会を設置し、検討を進めている地域がある。

一方で、国の新たな支援制度は、今後、新たに取り組む自治体を対象としており、既に地域鉄道の維持活性化に取り組んでいる地方の支援としては不十分である。

以上の状況を踏まえ、国においては、地方の重要なインフラであるＪＲローカル線を含む地域鉄道が、地域の活性化のみならず持続可能な社会の実現に果たす役割に鑑み、地域の支援だけでなく、国の主体的な関与や働きにも期待するとともに、地域鉄道が将来にわたり維持・活性化されるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

１　国の交通政策の根幹としての鉄道ネットワークのあり方

（１）国土強靱化や国土の均衡ある発展、地方創生・一極集中の是正などの観点から、国が鉄道事業を重要な社会インフラとして明確に位置付け、全国の鉄道ネットワークを維持・活性化するための方向性について示すとともに、必要な対策を早急に講じること。

（２）国は、国鉄改革時に、不採算路線を含む事業全体での採算確保を前提とした制度設計が行われた経緯やその後の社会情勢の変化を踏まえ、現在のJR各社の経営、事業構造や黒字路線の収益を赤字路線に配分するなどの内部補助の考え方等についても検討した上で、国による上下分離や内部補助に代わる支援の創設なども含め、地方路線の切り捨てとならないよう、国策として全国的な鉄道ネットワークを維持・活性化するための考え方や方向性を示すこと。

２　鉄道事業者と地域の協働等による鉄道の維持・活性化に向けた取組への支援

（１）鉄道の維持・活性化に向けた地方自治体、鉄道事業者等による協議段階からの積極的な国の関与と、鉄道事業者が経営状況や路線の収支等に関する情報開示を行う際は、事業者が設定した一部区間ではなく、路線全体について開示するといったルールを取り決めるなど、全国の鉄道ネットワークの維持・活性化に必要な対策を早急に講じること。

（２）国の新たな支援制度（地域公共交通再構築調査事業、地域公共交通再構築事業）について、過去に鉄道事業再構築実施計画の認定を受けた事業者等の継続した取組についても、簡易な手続きにより支援の対象とすること。

（３）また、地域鉄道の維持・活性化を担っている地方自治体や任意の協議会に対し、地域鉄道ごとの実情を勘案しながら、維持活性化の取組及び運営費に対する支援制度の新設や地方財政措置の充実など新たな支援措置を講じること。

（４）ＪＲを含めた鉄道事業者が実施するイベント列車や駅周辺施設による観光誘客等、地域鉄道の維持・活性化に資する取組について、多様な財源の活用がなされるよう仕組みの検討を行うこと。

また、ＪＲに対し、不採算路線や利用者の減を理由として一方的な減便や駅の無人化など、更なる利用者減を招くサービスレベルの切り下げを行うのではなく、運行本数など地域に求められる一定の利便性を確保し、地方自治体と連携した利用促進策を講じるよう指導すること。

３　鉄道廃止に係る仕組みの検討

鉄道事業の廃止は、届出により可能となっていることから、国において、事業者が鉄道事業の廃止や運行計画の変更をする際に、地域の同意を得ることなど、地域の実情が反映される仕組みを検討すること。

４　やむを得ず地域が主体的に鉄道事業を再構築する場合の新たな制度の構築

（１）　やむを得ず現在の枠組みでは鉄道を維持することが困難な場合、地域の発意により府県及び市町村が鉄道事業者と連携し、上下分離方式をはじめとする路線維持ができるよう、鉄道施設の維持管理や運営費に対する支援制度の新設ならびに税負担の軽減など、国において新たな制度を構築すること。

（２）　地元合意を経てバス転換等を行う場合には、必要に応じ鉄道事業者が鉄道敷等を自治体に無償譲渡したり、一定のバス運行費を拠出するなど、地元自治体の負担とならないよう円滑に再構築できる仕組みを構築すること。

令和５年６月

近畿ブロック知事会

|  |  |
| --- | --- |
| 福井県知事 | 杉　本　達　治 |
| 三重県知事 | 一　見　勝　之 |
| 滋賀県知事 | 三日月　大　造 |
| 京都府知事 | 西　脇　隆　俊 |
| 大阪府知事 | 吉　村　洋　文 |
| 兵庫県知事 | 齋　藤　元　彦 |
| 奈良県知事 | 山　下　　　真 |
| 和歌山県知事 | 岸　本　周　平 |
| 鳥取県知事 | 平　井　伸　治 |
| 徳島県知事 | 後藤田　正　純 |